

2-11 その他の様々な人権問題

私たちの周りには、未だに解決しない、あるいは時代の流れや社会の変化とともに生じた、様々な人権課題が身近に存在しています。

本市では、これらの人権問題についても、その解決に向け、関係機関と連携して取り組めます。

①アイヌの人々の人権

北海道を中心とした地域に昔から住んでいるアイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式など、独自の文化をもって暮らしていましたが、近世以降、同化政策が進められたことなどによって、その文化の保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、誤った理解により、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

私たち一人ひとりが、アイヌの人々の生活習慣や伝統文化を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

【国の主な動き】

平成9(1997)年	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行
令和元(2019)年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」施行

②災害、事故などによる風評被害に関する人権問題

東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により発生した放射能汚染は、被災者への差別的発言など様々な人権侵害をもたらす問題化しています。

③働く人々の人権

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参加・参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。このような状況の中、令和3(2021)年6月に国会で成立した「育児・介護休業法」では、「出生時育休」の創設のほか、企業に対して、男女問わず妊娠や出産を申し出た従業員に制度の周知や取得の意思があるかの確認を義務づけるなど、男性が柔軟に育休を取得できるよう制度が改められています。

一方、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠、出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

【国の主な動き】

昭和35(1960)年	「身体障害者雇用促進法」施行
昭和41(1966)年	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（雇用対策法）」施行
昭和46(1971)年	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法）」施行
昭和47(1972)年	「勤労婦人福祉法」施行
昭和61(1986)年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（勤労婦人福祉法を改正）施行 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」施行
昭和62(1987)年	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正（身体障害者雇用促進法から改称）
平成4(1992)年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）」施行
平成15(2003)年	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成19(2007)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」制定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成24(2012)年	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働派遣法）」施行
平成25(2013)年	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成26(2014)年	「過労死等防止対策推進法」施行
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」改正（雇用対策法を改正）
平成31(2019)年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」施行
令和2(2020)年	「パートタイム・有期雇用労働者法」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」施行

④北朝鮮拉致問題に関する人権問題

平成14(2002)年、日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが必要です。

平成18(2006)年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

【国の主な動き】

平成15(2003)年	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）」施行
平成18(2006)年	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」施行

⑤刑を終えて出所した人の人権

平成28(2016)年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になることができるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心できる社会の実現をめざすこととしています。

しかし、刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難なことなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。また、インターネットでの犯罪歴の書き込みが拡散し、いつまでも残っていることで、様々な差別的扱いを受けることもあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠なことから、刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

【国の主な動き】

平成28(2016)年	「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」施行
平成29(2017)年	「再犯防止推進計画」策定

⑥その他の人権問題

前述した以外にも様々な人権問題が存在し、社会・経済構造の変化などに伴い、今後さらに多様化・複雑化する傾向にあります。

- ・ホームレスの人権
- ・婚外子（非嫡出子）の人権
- ・自殺に関する人権問題
- ・プライバシーに関する人権問題
- ・不動産の取引に関する人権問題
- ・遺伝子工学に関する人権問題
- ・その他（上記以外）の人権問題

【国の主な動き】

平成14(2002)年	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」施行
平成17(2005)年	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」施行 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」施行
平成27(2015)年	「生活困窮者自立支援法」施行
